

京都府犯罪被害者等支援事業補助金

～転居費用の補助について～

概要	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居費用（運送及び荷造りに要した費用等）の一部を補助します。
支給額	同一の事件に係る一の被害につき、上限20万円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者（犯罪等により被害を受けた者）・遺族等（被害者と同居していた配偶者や二親等以内の親族）
対象要件	<ul style="list-style-type: none">●対象犯罪<ul style="list-style-type: none">・故意の犯罪行為により人を死傷させた罪（人を負傷させた罪にあつては、当該犯罪行為による犯罪被害者の傷病の程度が全治1箇月以上のものと認められる場合のものに限る。）、性犯罪、逮捕及び監禁、略取誘拐等・ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第3条の規定に違反する行為・その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認めるもの●令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害であること●犯罪被害を受けた場所が、京都府内であること●犯罪被害を受けたとき、被害者本人が京都府内に住所（又は居所）を有していたこと●警察に被害届が提出され、かつ、受理されていること <p>※ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条に違反する行為は、警告申出書又は禁止命令等申出書が提出され、かつ、受理されていること、また、補助の申請が適切であると警察が認めた者</p> <ul style="list-style-type: none">●犯罪被害者又は遺族等が暴力団員等でないこと
補助対象外	<ul style="list-style-type: none">●申請者が未成年者であるときは、保護者（親権者又は未成年後見人）の同意がない場合●国や団体等による補助を受け、又は受けることができると見込まれる場合●加害者等から当該費用に係る賠償金の支払を受け、又は受けることができると見込まれる場合●当該補助を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合
申請期限	被害を受けた日の翌日から1年以内かつ転居費用の支払日の属する年度の3月31日
相談窓口	制度の利用にあたっては、細かな要件等がございます。 まずはお問い合わせください。 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 電話 0120-60-7830（月～金曜 13時～18時） （ほくぶ相談室） 電話 0120-78-3974（月・木曜 12時～16時）